

川西市教育委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月1日

川西市長 越田謙治郎

川西市規則第3号の2

川西市教育委員会に対する事務委任に関する規則の一部改正する規則

川西市教育委員会に対する事務委任に関する規則（平成27年川西市規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(教育委員会に委任する事務) 第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。ただし、予算の執行に関する事項を除く。 (1)～(3) (略)  (4)・(5) (略)	(教育委員会に委任する事務) 第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。ただし、予算の執行に関する規定を除く。 (1)～(3) (略) <u>(4) 乳児等通園支援事業に関すること</u> <u>(認可に関することを除く。)</u> (5)・(6) (略)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。